

アミューあつぎ駐輪場運営管理業務事業者募集要領

1 事業の目的

アミューあつぎの駐輪場は、平成 26 年 4 月のオープン以降、有人管理の無料駐輪場として設置しておりますが、通勤、通学等、長時間目的外利用の駐輪が非常に多く、施設利用者から度々御意見をいただく現状であり、利用環境の改善が求められています。

また、令和 7 年 1 月に受益と負担の公平性を確保するため、受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）が策定されたことを受け、適正な受益者負担に基づき駐輪場を運営する必要があります。

つきましては、駐輪場の適正利用を図るため、有料化をするに当たり、24 時間利用可能な駐輪場の整備及び管理運営を行っていただく事業者を募集するものです。

2 事業の概要

事業者には資料 1 に示す建物北側の空地（現在の駐輪場用地）を貸し付け、事業者が駐輪場として必要な駐輪機、精算機、場内看板などの施設（以下、「駐輪施設」という。）を整備し、その後の管理運営を行います。

また、事業者は、駐輪施設の整備、維持管理及び管理運営にかかる費用や応募にかかる費用等、事業を実施するに当たり必要な一切の費用を負担するものとします。

なお、駐輪施設の設置に必要な一次電源供給工事は本市で行うものとし、供給される電気に係る料金は、事業者の負担とします。

(1) 供用開始

令和 7 年 12 月下旬の供用開始を前提として提案してください。供用開始日については、本市と協議の上、決定していただきます。

(2) 事業期間

事業期間は令和 13 年 11 月 30 日までとし、事業者の維持管理及び運営状況を踏まえ、本市と事業者の双方が合意すれば 1 年ごとに更新できるものとし、最長で令和 17 年 11 月 30 日までとします。

3 事業の内容

事業者は、本市から建物北側の空地（現在の駐輪場用地）の貸付けを受け、駐輪場を整備し、維持管理及び管理運営を行います。

(1) 事業者が行う業務の範囲

- ア 駐輪場として必要な駐輪施設の整備
- イ 駐輪施設の料金徴収等の管理運営
- ウ 駐輪施設の維持管理
- エ 管理運営上発生するトラブルへの対応
- オ 長期駐輪対応

(2) 本市が行う業務の範囲

- ア 駐輪施設の設置に必要な一次電源供給工事
- イ 駐輪場の巡回業務及び巡回時に回収した空き缶、紙くず等の処分対応
- ウ 通路及び空地への不正駐輪対応（駐輪機に駐輪せずに、通路や空地へ不正に駐輪している自転車等を駐輪機まで移動します。）

(3) 事業の基本的条件

ア 契約の内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、市が事業者に対し、行政財産の一部を貸し付けます。

イ 利用料金収入と貸付料

駐輪場利用者が支払う利用料金は、事業者の収入としますが、一定割合を貸付料として市に収めていただきます。

貸付料は、利用料金の売上金額に貸付料率の割合を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とします（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。）。

貸付料については、市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに納入してください。

なお、貸付料率は、プロポーザル審査の評価項目とします。

ウ 電気料

事業者は、貸付料とは別に、市と事業者で協議し、算定した電気料を指定する期日までに納入するものとします。

エ 広告物の設置・掲出及び飲料等自動販売機設置の禁止

駐輪場内では、駐輪施設等への貼付も含めて、駐車場の管理運営事業と無関係な広告物の設置及び掲出、また、飲料等自動販売機の設置は認めません。

オ 一括下請負の禁止

事業者は、本業務の全部を一括して再委託又は請け負わせてはならないものとします。ただし、全体としての業務の遂行に支障が生じない範囲で、本市に書面による承諾を得た上で、本業務の一部を再委託又は請け負わせることができるものとします。

(4) 提案に当たっての基本的条件

ア 資料 1 の駐輪場整備箇所に無人管理の駐輪機を設置してください。

なお、植栽帯①、②については、令和 7 年 10 月以降、撤去する予定ですので、植栽帯を撤去した状況を想定し、駐輪機の設置を提案してください。

イ 道路境界から 1 メートルの範囲は歩道利用のため空地とし、駐輪機の設置はできません。また、空地内に自転車のハンドルなどがはみ出ないように駐輪機の配置を計画してください。

ウ 資料 1 に示した「主要な駐輪機設置不可範囲」に、駐輪機を設置することはでき

ません。

ただし、マシンハッチ上部については、駐輪機の設置はできませんが、自転車を駐輪した際にマシンハッチ上に自転車の後輪がかかるなど、緊急時に容易に駐輪している自転車を撤去できる場合には、配置は可とします。

なお、マシンハッチ上部を活用しない配置を計画する場合は、マシンハッチ上部に不法駐輪されないよう、対応策を講じてください。ただし、この場合においても地面に固定させる工作物は設置できません。

エ 非常階段出口部分への駐輪施設の設置は不可とします（道路部分まで有効な避難動線を確保してください。）。

オ 出入口扉の開放、利用に支障のない計画としてください。

カ 設備マンホール蓋（排水枥、ハンドホール等）の開閉や点検に支障のない計画としてください。

キ 屋外電気盤等の点検その他作業に支障のない計画としてください。

ク 整備台数

種別	台数
自転車（一般エリア）	60 台以上
自転車（優先エリア）	15 台以上
原付バイク（125 cc以下）	6 台

ケ 自転車の駐輪形式は平面式のみとし、2段式は認めません。なお、駐輪機器は十分な安全性及び耐久性を備えたものとし、前輪を固定するラック式とします。

コ 自転車（優先エリア）は、チャイルドシート付自転車などの駐輪に配慮した計画としてください。

サ 整備に係る上記条件を踏まえ、駐輪施設の配置計画図を提案してください。

シ 工事方法や工程等については、事前に本市と協議し、承認を受けてください。

なお、協議内容によっては、あらかじめ事業者から提案された駐輪施設の整備内容が一部承認されないことがあります。

工事に当たっては、周辺の関係者に工事に関するお知らせ文を配布するなど十分な周知を図ってください。

また、関係機関と協議調整の上、必要な手続きを行ってください。

(5) 利用形態について

ア 営業時間

24 時間営業で年中無休とします。

イ 利用種別

一時利用に限定します。

また、料金徴収は、現金徴収と併せて、電子マネー決済や二次元コード決済機能の採用も可とします。

ウ 料金設定

利用者の利便性に配慮し、一定の無料時間を設定した料金体系としてください。

(6) 管理運営について

利用者等からの問い合わせや駐輪施設のトラブルへの対応等のため、24 時間迅速に対応できる体制を構築してください。

4 提案項目

申請者は、下記の記載事項に従って、各項目について提案してください。なお、提案内容はできるだけ具体的に記載してください。なお、提案様式は任意とします。

(1) 提案図面

駐輪施設（駐輪機、精算機、案内看板など）の配置計画図を作成してください。

(2) 事業運営等に関する提案

ア 駐輪施設の計画案

駐輪施設の特徴・形態意匠（デザイン・色彩）について記載してください（イメージ図等を添付してください。）。

イ 駐輪場の維持管理体制

駐輪機や精算機など、駐輪施設の日常維持管理方法と保守点検内容・実施手順（法令点検等も含む。）、不具合発生時の修繕方法や更新の考え方などについて、記載してください。

ウ 駐輪場の管理体制

駐輪場管理における組織体制、責任体制、人員体制、人員配置について具体的に記載するとともに、利用者からの問い合わせ（駐輪機、精算機のトラブル等）に対する処理対応方法について、記載してください。

エ 料金設定の考え方

長時間の目的外利用の抑制、アミューあつぎ館内への平均的な滞在時間（資料 2 館内アンケート結果参照）、近隣の有料駐輪場の料金設定を考慮し、施設利用者の利便性に配慮した時間料金を提案してください。また、一定の無料時間を設定した上で提案してください。

オ 危機管理体制並びに災害時の対応

緊急時の連絡体制や想定されるリスクごとの対応方法、地震・台風・停電時の対応方法及びマシンハッチ上部を活用する場合は、緊急時の要請によりマシンハッチ上部の自転車を移動させる際の対応方法について、記載してください（必要に応じて、緊急対応マニュアル等を添付してください。）。

カ 駐輪場内の不正駐輪への対応

駐輪場内における自転車の長期駐輪、放置された場合の対応など、駐輪場を不正利用される事態に対する対応について記載してください（3 事業の内容、(2)本市が行う業務の内容、ウに規定する不正駐輪対応を除く。）。

また、マシンハッチ上部を活用しない場合は、マシンハッチ上への不正駐輪を抑制する対応策を記載してください。ただし、地面に固定させる工作物は設置できません。

キ 事業開始までのスケジュール

契約候補事業者に選定された後、契約締結から事業開始までの管理体制、工事スケジュール等について、記載してください。

ク 提案全般について

独自の提案や追加の提案がありましたら、記載してください。

(3) スケジュール

内容	スケジュール
募集要領の公表	令和 7 年 7 月 23 日（水）
参加表明に関する質疑書の提出期限	令和 7 年 8 月 1 日（金）
参加表明に関する質疑の回答の公表	令和 7 年 8 月 8 日（金）
参加表明書の提出期限	令和 7 年 8 月 20 日（水）
提案資格確認結果の通知	令和 7 年 8 月 27 日（水）
技術提案書の受付期間	令和 7 年 8 月 27 日（水） ～令和 7 年 9 月 24 日（水）
技術提案書に関する質疑書の提出期限	令和 7 年 9 月 3 日（水）
技術提案書に関する質疑の回答の公表	令和 7 年 9 月 10 日（水）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和 7 年 10 月 7 日（火）
審査結果の通知・公表	令和 7 年 10 月中旬

5 参加資格

参加表明書の提出期限日（令和 7 年 8 月 20 日）を基準日として、次の資格を満たす法人格を有する団体が登録できるものとします。

- (1) 市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第 31 号）第 6 条に規定する資格者名簿に登録された者であること。

ただし、参加表明期間中において資格者名簿への登録に係る手続が継続中である場合はその旨を参加表明書提出時に書面（任意書式）で提出すること。なお、登録は技術提案書受付期間内に完了させ、完了時に事務局の担当にメールで連絡すること。

- (2) 参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 2 年 4 月 1 日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成 21 年 10 月 1 日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

- (4) 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (7) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- また、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- なお、本項目については提出いただく役員名簿により、本市から神奈川県警本部に対し調査、照会を行います。
- (8) この公告の日から起算して過去5年以内に駐輪台数50台以上の駐輪場運営管理業務の実績があること。また、その業務が適切に運営されていること。

6 参加手続

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は次のとおり書類を提出してください。

なお、各種書類は市ホームページからダウンロードできます。

受付期間	令和7年7月23日（水）午前9時から8月20日（水）午後5時まで
提出書類	(1) 参加表明書（第1号様式） (2) 会社概要（任意書式）※パンフレットの添付でも可 (3) 役員名簿（第2号様式） (4) 厚木市暴力団排除条例に基づく誓約書（第3号様式） (5) 業務実績書（第4号様式） (6) 定款（写し） (7) 法人の登記事項証明書（原本） (8) 事業税、消費税及び法人税又は所得税の納税証明書（原本）
提出方法	書類はファイル綴りにして1部を事務局に郵送又は持参して提出

(2) 参加表明に関する質疑

本プロポーザルの参加について質疑がある場合は参加表明に関する質疑書を次のとおり提出してください。電話、口頭による質問は受け付けません。

提出期限	令和7年8月1日（金）17時
提出書類	参加表明に関する質疑書（第5号様式）
提出方法	事務局にメール（メールのタイトルは「アミューあつぎ駐輪場技術提案参加表明に関する質疑」）
回答方法	全ての質問と回答を令和7年8月8日（金）に市ホームページに公表します。 なお、質問した事業者名の判別がつかないよう修正等を行う場合があります。

（3）参加資格の確認

参加表明書の提出期間の最終日を基準日とし、参加資格の確認を事務局が行います。
確認後、令和7年8月27日（水）に次のとおり通知書をメールします。

参加資格があると確認することができた者に対してはその旨を提案資格確認結果通知書により通知するとともに、技術提案書の提出要請書を送付します。

参加資格がないと判断された者に対してはその旨及び理由を提案資格確認結果通知書により通知します。

なお、参加資格がないと判断された者で説明が必要な場合は次の方法により書面で請求することができます。

請求日時	提案資格確認結果通知書に記載
請求方法	任意の様式による書面（ただし、規格は A4 版、用紙縦置き、横書き及び両面印刷とし、法人名、部署、氏名、電話番号を併記）により、事務局に郵送
回答時期	受理した日の翌日から起算して 15 日以内に請求者に対して郵送にて発送

7 技術提案書の提出

（1）提案書の提出

技術提案書提出要請を受けた者は技術提案書を次のとおり提出してください。

受付期間	令和7年8月27日（水）～9月24日（水）午後5時まで
提出書類 及び部数	・技術提案書（第6号様式及び任意書式）※正本1部、副本（写し）9部 ・収支計画書（第7号様式）※電子データでメールにて提出
提出方法	事務局への持参又は郵送等 郵送等による場合は、提出期限必着とします。なお、事故等により提出期限内に事務局へ到達しない場合でも、本市が責任を負うことはありません。
留意事項	・副本9部は、審査に用いるため、提案者の商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しないこととし、表紙についても、社名等の記載や押印を一切行わないでください。判別できる場合には失格にすることもありますので、十分確認した上で提出してください。 ・簡潔かつ明瞭に記述し、必要に応じて図表等を利用してください。 ・技術提案書は募集要項の内容を踏まえ、「8 選考（5）審査項目及び配点」

	に沿って具体的に提案してください。任意様式は原則として、A4版、用紙横置き、横書き、片面印刷及び文字の大きさを12ポイント以上としてください。文章を補完するために必要な概念図や表を使用する場合は文字の大きさは適宜調整してください。 ・市は提出された技術提案書の内容について提案者に内容の確認及び追加資料を求めることができるものとします。 ・提出期限以降の差し替え及び再提出は認めません。
--	---

(2) 技術提案に関する質疑

本プロポーザルの参加について質疑がある場合は技術提案に関する質疑書を次のとおり提出してください。電話、口頭による質問は受け付けません。

提出期限	令和7年9月3日（水）17時
提出書類	技術提案に関する質疑書（第8号様式）
提出方法	事務局にメールで提出してください。（メールのタイトルは「アミューあつぎ 駐輪場技術提案に関する質疑」）
回答方法	すべての質問と回答を令和7年9月10日（水）に市ホームページに公表します。なお、質問した事業者名の判別がつかないよう修正等を行う場合があります。

8 選考

(1) 審査方法

次のとおり審査を実施します。事業予定者が予定している契約を締結できなくなった場合は第2順位以下を順序に従って事業予定者とします。

審査	提出された技術提案書、プレゼンテーション及び質疑応答について特定委員会が審査し、各委員の評価点の合計を総合評価点とします。 総合評価点が最も高い者を受託候補者とし、2番目に高い者を次点者とします。ただし、総合評価点が全体の6割に満たない場合は受託候補者及び次点者として特定しません。 また、応募者が1者だった場合は総合評価点が全体の6割未満であるときを除き、当該応募者を受託候補者とします。 総合評価点が同点の応募者が多数存在する場合の取扱いについては特定委員会において別途判断します。
審査日	令和7年10月7日（火） ※時間、会場等については別途通知します。
内容	提出した技術提案書に基づいてプレゼンテーション（20分）及び特定委員との質疑応答（20分）

審査結果	令和 7 年 10 月中旬に応募者全員に通知 受託候補者及び次点候補者に特定された者に対してはその旨を、それ以外の技術提案書の提出者に対しては特定しなかった旨を書面で通知します。
審査会	・説明員として会場に入室できるのは 5 人以内とします。 ・技術提案書提出後の提出書類の追加変更は認められません。そのため、審査会当日において追加資料の配布等は不可とします。

(2) 審査結果の公表

審査結果については受託候補者名、評価結果、特定理由を市ホームページ上で公表します（受託候補者以外は提案者が特定できない方法で公表します）。

また、受託候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は次点候補者について公表します。

(3) 審査結果に対する理由の説明

2 次審査を受けた者で、審査結果の理由の説明が必要な場合は次の方法により書面で請求することができます。

請求日時	技術提案書審査結果通知書に記載
請求方法	任意の様式による書面（ただし、規格は A4 版、用紙縦置き、横書き及び両面印刷とし、法人名、部署、氏名、電話番号を併記）により、事務局に郵送してください。
回答時期	受理した日の翌日から起算して 15 日以内に請求者に対して郵送にて発送します。

(4) 選考体制

アミューあつぎ駐輪場運営管理業務に係る技術提案書特定委員会 委員

委員長	市民交流部長
副委員長	市民交流部 生涯学習課長
委員	健康こどもみらい部 こども家庭センター担当課長
委員	産業文化スポーツ部 商業観光課長
委員	都市みらい部 都市計画課長
委員	都市みらい部 市街地整備課 複合施設開館準備担当課長

※応募者は直接間接を問わず、本プロポーザルに関して委員と接触しないでください。

(5) 審査項目及び配点

「別紙 審査項目及び配点」を参照ください。

9 選考後の手続き

受託候補者は速やかに本市と契約締結に向けた協議を行い、令和 7 年 11 月頃を目途として、当該契約を締結するものとします。

(1) 契約手続について

ア 本市は受託候補者となった者を契約交渉相手として、契約交渉を行います。ただし、受託候補者に事故等があり、契約が不能となった場合には次点候補者を契約交渉相手方とします。

イ 契約形態は随意契約となります。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) その他

ア 契約締結後、速やかに本市担当者と協議の上、実施計画書（スケジュール等）を作成し、本市担当者の確認を受けてください。

イ 本市担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合はその都度協議してください。

ウ 本募集要領に記載がなくとも、本施設の安全で快適な施設環境を実現するために行う事項（行うことが望ましいと考えられる事項を含む。）については受託候補者が積極的に企画、提案し、本市担当者と協議してください。

エ 事業者は、毎年度事業終了後、30 日以内及び本市が必要と認めるときは、次の①から④を記載した事業報告書を提出してください。

また、毎月の利用状況等(①、②)については、翌月の 10 日までに報告書を提出してください。

①管理運営業務の実施状況(故障、クレーム等)及び利用状況

②利用料金の収入実績

③管理に係る経費の収支状況

④その他市長が必要と認めるもの

10 留意事項

(1) 費用負担

書類作成、プレゼンテーション、旅費等の本技術提案に係る一切の費用は応募者及び提案者の負担とし、参加報酬等の支払はありません。

(2) 提案数

参加表明書及び技術提案書の提出は 1 者につき 1 件のみとします。

(3) 提出方法

本技術提案に関する書類提出は各項目に記載の提出方法に従ってください。郵送による場合は提出期限必着とします。なお、事故等により提出期限内に事務局へ到達しない場合でも、本市が責任を負うことはありません。メールによる場合は送付後必ず事務局に受信確認の電話連絡をしてください。

(4) 提出書類等について

提出された書類等については一切返却しません。

(5) 提出書類等の取扱いについて

提出された書類等の著作権は応募者及び提案者に帰属しますが、本市は次の場合において提出された書類等は無償で使用及び複製を作成する権利を持つものとします。

- ア 技術提案書の提出者の選定及び受託及び次点候補者の特定のために使用すること。
- イ 厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）等関連規程に基づき公開すること。

(6) 失格条項

応募者及び提案者が次のいずれかに該当する場合は失格になります。

- ア 特定委員会委員に直接又は間接を問わずに接触を求めた場合
- イ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- ウ 複数の提案をした場合
- エ 提案後に新たな説明資料を追加した場合
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 参加表明書提出後、「5 参加資格」の要件のいずれかを満たさなくなった場合
- キ その他本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

(7) 技術提案の成立

本技術提案の応募者が 1 者の場合も本技術提案は成立するものとしますが、提案者の得点が最低基準点である 1,116 点（1,860 点満点）を下回る場合は受託候補者となりません。

(8) その他

- ア 本技術提案の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとします。
- イ 本技術提案は厚木市プロポーザル方式実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日施行）に基づき実施します。なお、本実施要領に定めがないことについては同要綱に基づき実施します。
- ウ 事業期間満了時又は事業者の自己都合などにより事業を廃止する場合、事業者が自らの費用負担において設置した駐輪施設等を撤去し、原状回復してください。

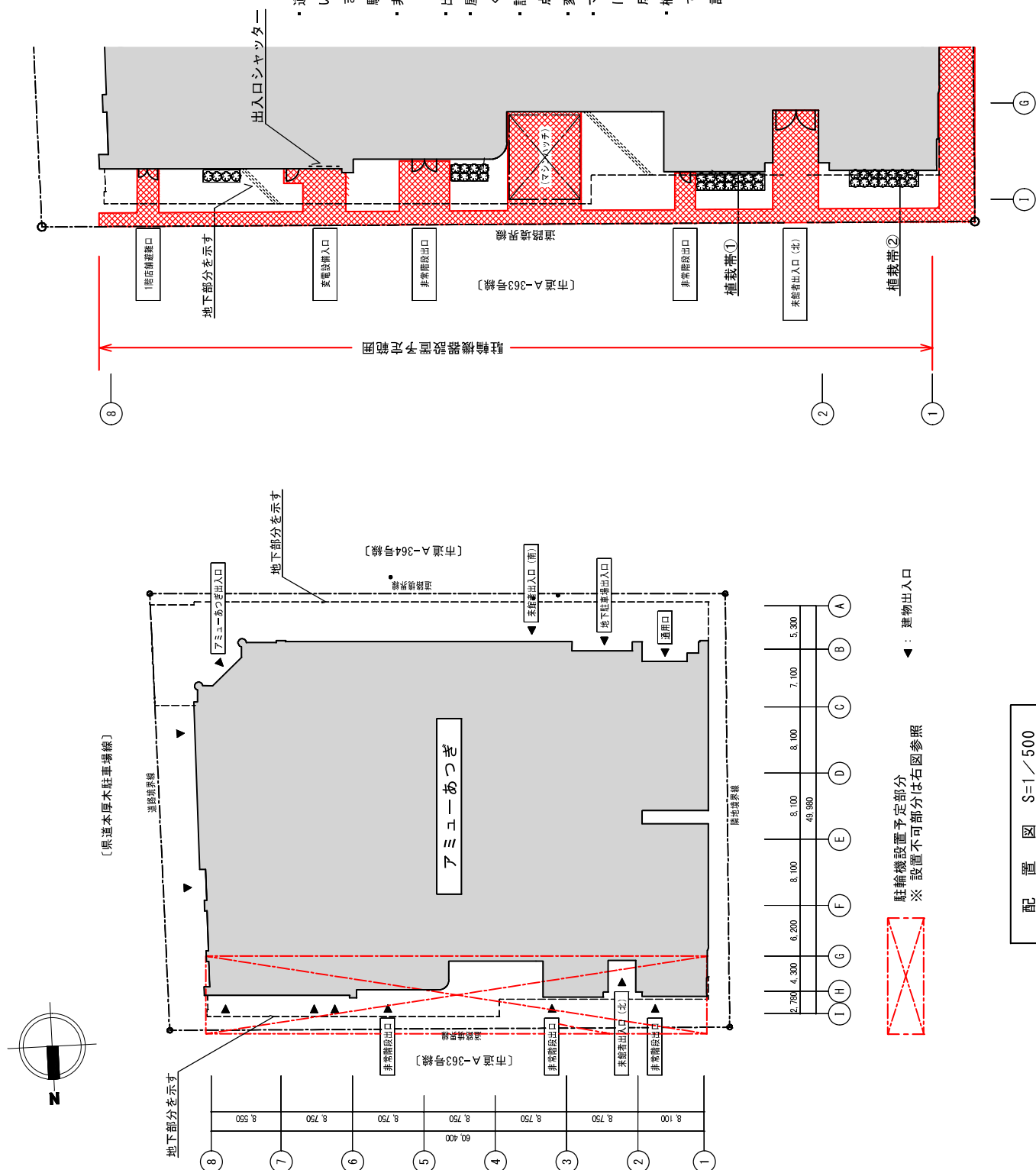
11 事務局（問合せ/各種書類提出先）

厚木市 市民交流部 生涯学習課 担当：大河内、吉沢

所在 〒243-0018 厚木市中町 2-12-15 （アミューあつぎ 6 階）

電話 046-225-2512（直通）

メール 0350@city.atsugi.kanagawa.jp

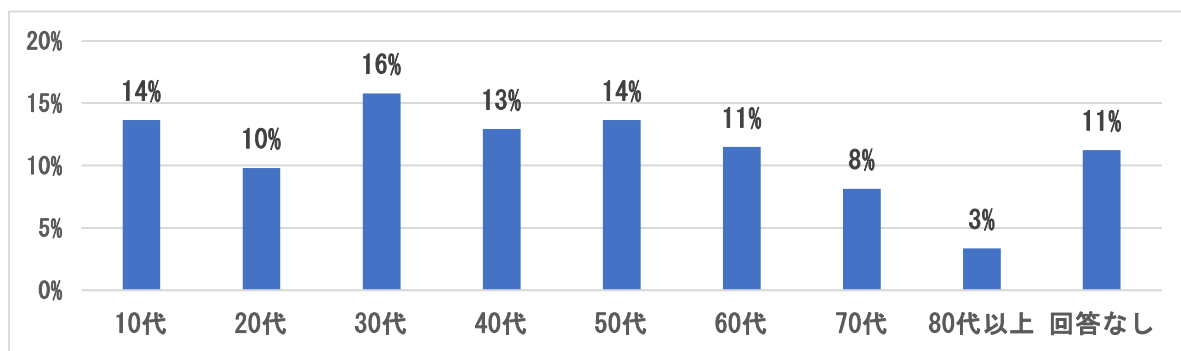


館内アンケートの結果について

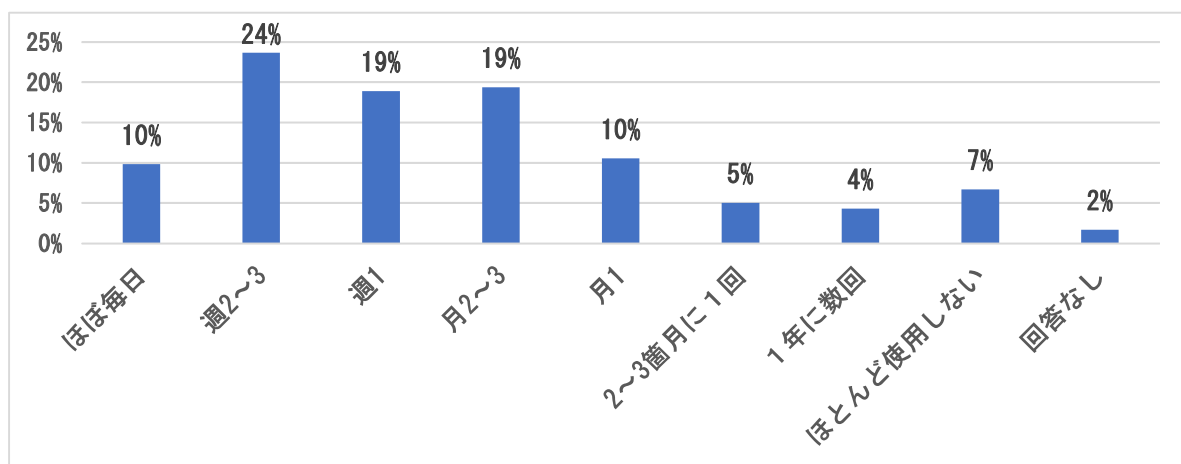
調査対象者 アミューあつぎ利用者
 調査対象者数 600 人
 調査方法 直接配布し回答又は電子申請システム回答
 調査期間 令和 7 年 2 月 13 日（木）から 2 月 28 日（金）まで
 回答人数 418 人（回答率 69.7%）

(1) 全体（回答者 418 人）

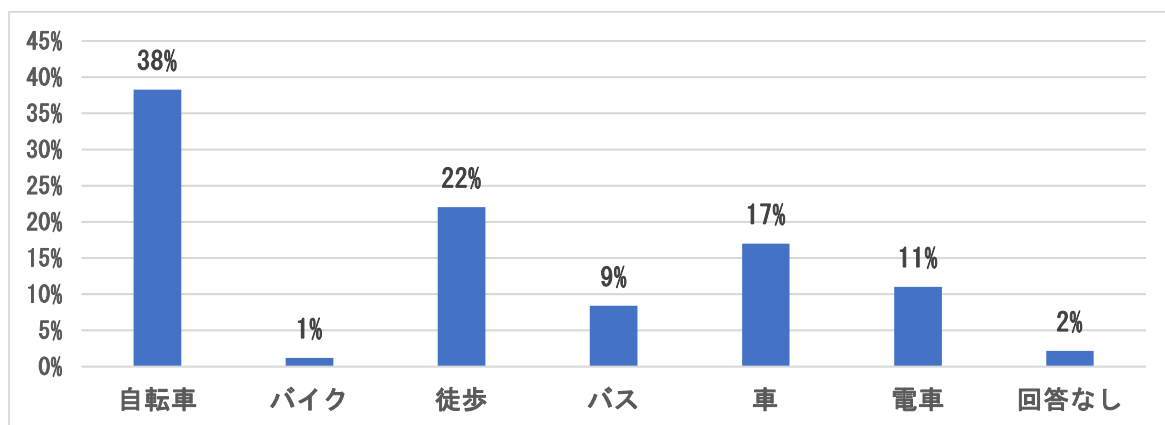
ア 年代



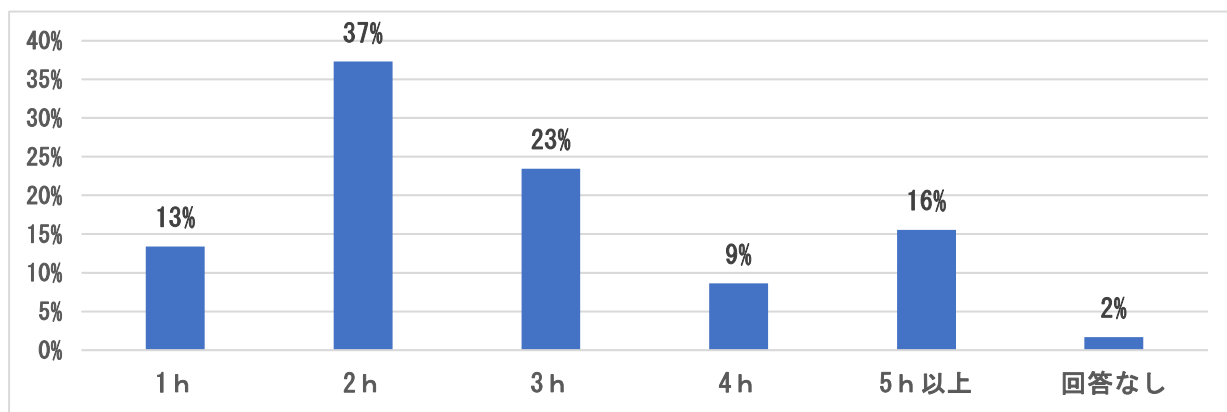
イ 使用頻度



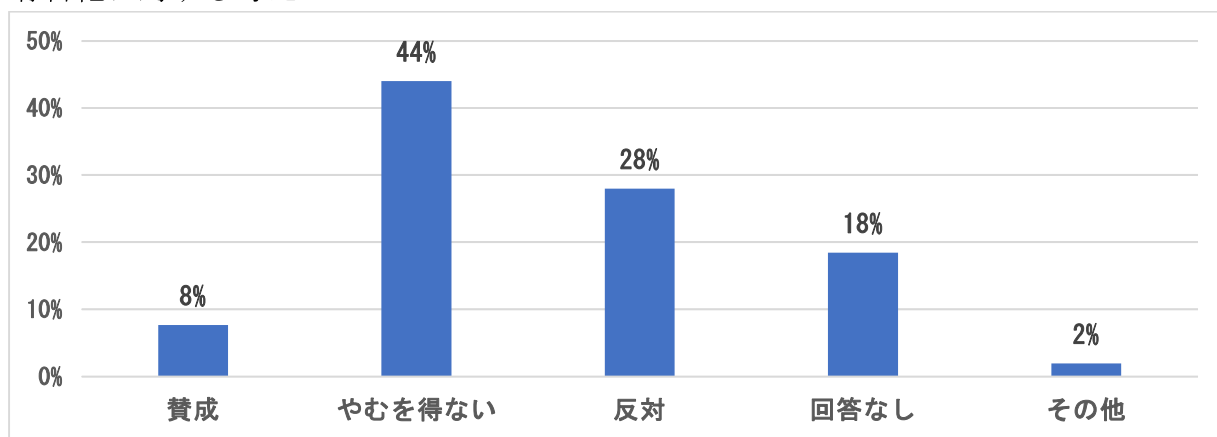
ウ 交通手段



エ 滞在時間



オ 有料化に対する考え



アミューあつぎ駐輪場運営管理業務に係る技術提案 審査項目及び配点

	評価項目	評価内容	配点 (310点)	小配点
技術 提案書	駐輪場の計画案	募集要項に規定する収容台数を満たしているか	45	10
		利用者が利用しやすいレイアウトになっているか		10
		出入口、駐輪機、精算機、案内板などの配置は適切か		10
		チャイルドシート付自転車などの駐輪に配慮した計画となっているか		15
	駐輪場の維持管理体制	駐輪施設の維持管理方法と保守点検内容、実施手順について	30	15
		不具合発生時の修繕方法や更新の考え方について		15
	組織体制	組織体制、責任体制、人員体制等は適切か	25	10
		駐輪機、精算機等のトラブル時に迅速に対応できる体制が整っているか		15
	料金設定の考え方	無料時間が設定されているか	50	20
		近隣の駐輪場の料金設定に配慮しているか		10
		施設利用者の利便性に配慮した料金設定がされているか		20
	危機管理体制並びに災害時の対応	緊急時の連絡体制が整っているか	20	10
		災害等が発生した際に、迅速に対応できる体制が整っているか		10
	駐輪場内の不正駐輪への対応	長期駐輪、放置自転車の対応について	30	15
		マシンハッチを有効に活用できているか。また、自転車を置かない場合、マシンハッチ上への不正駐輪を抑制する対応について具体的な提案があるか。		15
	事業開始までのスケジュール	事業開始までの管理体制は適切か	20	10
		工事スケジュール等に無理がなく、実効性の高いものか		10
	提案全般について (独自性・専門性等)	事業に対する理解度は	40	15
		独自性・専門性があるか		15
		提案内容が分かりやすくまとめられているか		10
(第7号様式)	貸付額について	市の財政収入への貢献度	30	20
		継続可能性・安定性はあるか		10
(第4号実績様式書)	駐輪場事業の実績	民間事業者発注による駐輪場事業の実績	20	10
		国又は地方公共団体発注による駐輪場事業の実績		10